

一宮市文化財保護事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一宮市文化財保護条例(昭和35年条例第20号。以下「条例」)第9条に基づいて文化財の所有者に対して交付する補助金に関して必要な事項を定める。文化財の所有者とは、条例第2条の規定に基づく文化財の所有者又は管理者若しくは管理団体及び保存団体をいう(以下「補助事業者」という。)

(補助対象経費)

第2条 補助対象となる事業の経費は、次の各号のとおりとする。

- (1)有形文化財の管理、修理、復旧、公開、その他保存事業に要する経費。ただし振込手数料、送料は対象外とする。
- (2)無形文化財及び無形民俗文化財の伝承保存、記録の作成及び刊行、公開、伝承保存に直接必要な用具等の修理及び購入、その他保存活用に要する経費とし、対象経費は次に掲げる区分による。ただし振込手数料、送料、食糧費、接待費、慶弔費は対象外とする。

ア 伝承保存事業に要する経費

区分	対象
報償費	講師等指導謝金、〇〇謝金
旅費	指導旅費、講師旅費、公演旅費
需用費	消耗品費、印刷製本費、修繕料
役務費	通信運搬費、保管料、クリーニング代、傷害保険料
使用料及び賃借料	器具等借料、会場借料
備品購入費	用具購入費(芸能用等特に認められた場合に限る)

イ 記録の作成及び刊行事業に要する経費

区分	対象
報償費	原稿執筆謝金、調査謝金
旅費	調査旅費
需用費	消耗品費、印刷製本費
役務費	通信運搬費、保険料
委託料	〇〇調査委託、〇〇作成委託

- (3)記念物の管理、病虫駆除、樹勢回復、剪定及び環境保全事業に要する経費
- (4)前各号に掲げるもののほか、指定文化財を直接保護するために要すると市長が相当と認める事業の経費

(補助金額等)

第3条 補助金額は、予算の範囲内で市長が決定し、補助率及び補助金額は、次の各号の

とおりとする。ただし、有形文化財の修理、復旧等で、特に市長が必要と認めた場合を除く。補助金額に1,000円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(1)補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、補助金額は300万円を限度額とする。

(2)前号の規定にかかわらず、無形文化財及び無形民俗文化財の伝承保存事業の補助率は補助対象経費の3分の2以内とし、補助金額は10万円を限度額とする。ただし、伝承保存事業以外で補助対象事業となった場合は、次のとおりとする。

補助対象事業の種類	補助金の額
衣装(ただし一般的な祭半纏等の衣装を除く)の修理事業又は新調事業	補助対象経費の3分の1以内、20万円を限度額とする。ただし補助対象経費が5万円未満の場合は補助対象外とする。
太鼓、笛、三味線等の祭礼用等の道具の修理事業又は新調事業	補助対象経費の3分の1以内、30万円を限度額とする。ただし補助対象経費が5万円未満の場合は補助対象外とする。
山車等の保存修理事業又は復元新調事業	補助対象経費の3分の1以内、100万円を限度額とする。ただし補助対象経費が5万円未満の場合は補助対象外とする。
山車庫・保存庫等の保管施設の修理事業又は新調事業	補助対象経費の3分の1以内、100万円を限度額とする。ただし補助対象経費が5万円未満の場合は補助対象外とする。

(3)補助対象事業で国庫補助金、愛知県補助金、その他の補助金等の交付を受ける事業については、補助対象経費からそれぞれ交付を受ける補助金を差し引いた額を補助対象経費とする。

(事前協議)

第4条 補助金の交付申請にあたっては、特に市長が認める場合を除き、申請に係る事前協議を必要とする。

(補助金の交付申請時期)

第5条 前条の規定によって協議しかつ補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の4月30日までに申請するものとする。ただし、記念物の管理、病虫駆除、樹勢回復及び剪定等、並びに、有形文化財の修理及び復旧等で、特に緊急性がありかつ市長が必要と認めた場合を除く。

(その他)

第6条 この要綱のほか、必要な事項は一宮市補助金等交付規則によるものとする。

付 則

(施 行)

この要綱は、昭和 56 年 7 月 25 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

第 1 条 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(補助金額の特例)

第 2 条 平成 29 年度において、無形文化財及び無形民俗文化財の伝承保存事業による補助金交付を受けた者(伝承保存事業以外で補助対象事業となった場合を除く)については、第 3 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、平成 30 年度は 16 万円、平成 31 年度は 14 万円、平成 32 年度は 12 万円を補助金額の限度額とする。

付 則

この要綱は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。